

仕様書

1 業務名称

非正規雇用労働者正社員就職フェア事業実施業務委託

2 業務の目的

現在不本意ながら不安定就労等を余儀なくされている方等と県内企業とのマッチングの機会を創出し、非正規労働者等の正規雇用化を促進することにより、企業の人手不足解消はもとより、安定した職を得ることによる孤独・孤立状態の予防や脱却及び自立に必要な収入の確保を目指す。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

○合同企業説明会の開催

開催時期：時期は提案による

年4回開催（富山会場：2回、高岡会場：2回）

場 所：大型商業施設等対象者が参加しやすい場所

内 容：正社員の採用に積極的な県内企業等による合同企業説明会を開催する。

委託事項：

- ①会場を予約し、会場レイアウト・備品等の調整を行い、使用料を支払うこと。
- ②対象者が参加しやすい日時・場所を選定すること。
- ③当日は求職者の要望を聞き、企業へつなぐコーディネーターを配置し、マッチングのためのフォローを行うこと。
- ④求職者が必ず3社以上の説明を受けられるようにすること。
- ⑤参加者の募集、とりまとめ、案内等を行うこと。
- ⑥参加企業の募集、とりまとめ、案内等を行うこと。
- ⑦事業案内チラシを作成し、参加企業、参加者を広く募集すること。
その他、事業対象に対する情報発信方法として適切と考えられる手段により広報を実施すること。なお、具体的な募集方法については提案によるものとする。
- ⑧説明会当日の運営を行うこと。
- ⑨説明会の参加企業を対象に、参加者のうち採用した者の数、採用区分等に関するアンケートを行うこと。
- ⑩会場内に託児機能を有するスペースを用意すること。
託児機能を有するスペースには、利用人数に応じた保育士を常駐させること。
- ⑪その他開催方法は県と協議のうえ適宜工夫して実施すること。
その他、上記に付随する業務を行うこと。

5 その他

- (1) 仕様書に記載された業務に加え、随時企画の実効性を高めるための提案を実施すること。
- (2) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県労働政策課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (7) 各受託内容に重複が生じないように業務の執行にあたっては留意すること。
- (8) 受託者は業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。
- (10) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (11) 4に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。